

地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、自発の地域づくり佐賀の実現に向け、地域住民による自発的かつ主体的な地域づくりの推進を図るため、地域住民自らが集落等生活圏の維持及び活性化を考え、実行する際に必要な経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、「中山間地域生業創出プレゼン事業」の採択事業者又は地域団体等(以下「地域団体等」という。)が地域資源や特性等を活かし、地域課題の解決又は地域の活性化を目的とし実施する事業(ただし、補助対象期間は3年度間(中山間地域生業創出プレゼン事業の採択事業者については1年度間)を上限とする。)とする。

2 補助事業の実施主体である地域団体等(以下「補助事業者」という。)は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率は、別表1、中山間地域生業創出プレゼン事業の採択事業者については別表2に掲げるものとする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、次の各号に掲げる書面と合わせ知事に提出するものとする。なお、中山間地域生業創出プレゼン事業の採択事業者以外の補助事業者については、市町を経由して提出することとする。

- (1) 地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書(別紙1-1)
- (2) 地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書(事業費内訳)(別紙1-2)
- (3) 地域づくりスタートアップ支援事業スケジュール表(別紙2)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、「佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付け商第1251号)」のとおり県内企業と契約するよう努めなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることがあること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならないこと。

いこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(11) 補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、当該補助金の決定の全部を取り消すこと。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、別記様式第2号のとおりとする。なお、中山間地域生業創出プレゼン事業の採択事業者以外の補助事業者については、市町を経由して提出することとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、知事が必要と認めて指示したときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、別記様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日（ただし、補助金の全額を概算払いで交付されたときは、翌年度の4月10日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。なお、中山間地域生業創出プレゼン事業の採択事業者以外の補助事業者については、市町を経由して提出することとする。

(交付金の交付)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、別記様式第4-1号及び別記様式第4-2号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

別表 1

対象経費区分	補助率（補助金額）
ソフト事業費 補助事業の実施に要する経費であって、ハード事業費以外のもの。	補助対象経費の10分の9以内（1団体につき5,000千円を限度とする。ただし、1年度間の補助上限額は3,000千円までとする。）
ハード事業費 補助事業のうちソフト事業の実施に直接必要となる最小限度の施設整備又は備品のうち一品の取得価格が10万円以上のものの取得に係る経費	

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- (1) 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 地域でこれまで実施されてきた事業に充てるもの
- (4) 人件費、光熱費等、組織や施設の運営に要するもの
- (5) 実施主体の内部の者に対する謝金等
- (6) 食糧費
- (7) 実施主体の通常活動に使用できる備品
- (8) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (9) その他知事が不相当と認めるもの

別表 2（中山間地域生業創出プレゼン事業の場合）

対象経費区分	補助率（補助金額）
ソフト事業費 補助事業の実施に要する経費であって、ハード事業費以外のもの。	補助対象経費の10分の9以内(但し、1,000千円を限度とする。)
ハード事業費 補助事業のうちソフト事業の実施に直接必要となる最小限度の施設整備又は備品のうち一品の取得価格が10万円以上のものの取得に係る経費	

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- (1) 特定の個人、企業の財産形成を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 光熱費等、組織や施設の運営に要するもののうち、実施主体の従来 of 活動に伴う経費と明確に区別することのできないもの
- (4) 補助事業に直接従事する従業員に対する給与・賃金以外の人件費
- (5) 実施主体の内部の者に対する謝金等
- (6) 食糧費
- (7) 実施主体の通常活動に使用できる備品
- (8) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要するもの
- (9) その他知事が不相当と認めるもの

様式、別記様式及び別紙一覧

別記様式第1号	地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付申請書
別記様式第2号	地域づくりスタートアップ支援事業費補助金変更承認申請書
別記様式第3号	地域づくりスタートアップ支援事業費補助金事業実績報告書
別記様式第4-1号	地域づくりスタートアップ支援事業費補助金概算払請求書
別記様式第4-2号	地域づくりスタートアップ支援事業費補助金精算払請求書

別紙1-1	地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書
別紙1-2	地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書(事業費内訳)
別紙2	地域づくりスタートアップ支援事業スケジュール表
別紙3-1	地域づくりスタートアップ支援事業実績報告書
別紙3-2	地域づくりスタートアップ支援事業実績報告書(事業費内訳)
別紙4	地域づくりスタートアップ支援事業実績報告スケジュール表

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

申請者住所
（ふりがな）
氏 名 印
生年月日 年 月 日

地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり地域づくりスタートアップ支援事業費補助金に係る事業を実施したいので、補助金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業完了予定日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書（別紙1-1）
- ・地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書（事業費内訳）（別紙1-2）
- ・地域づくりスタートアップ支援事業スケジュール表（別紙2）

申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

申請者住所
氏名



地域づくりスタートアップ支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた地域づくりスタートアップ支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、佐賀県補助金等交付規則及び地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 既交付決定額 金 円
変更後交付申請額 金 円
（ 差引変更増減額 金 円 ）
- 変更理由
- 事業完了予定日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書（別紙1-1）
- ・地域づくりスタートアップ支援事業実施計画書（事業費内訳）（別紙1-2）
- ・地域づくりスタートアップ支援事業スケジュール表（別紙2）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

申請者住所
氏名



地域づくりスタートアップ支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた地域づくりスタートアップ支援事業費補助金の交付の対象となる事業が完了したので、佐賀県補助金等交付規則及び地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

【添付書類】

- ・地域づくりスタートアップ支援事業実績報告書（別紙3 - 1）
- ・地域づくりスタートアップ支援事業実績報告書（事業費内訳）（別紙3 - 2）
- ・地域づくりスタートアップ支援事業実績報告スケジュール表（別紙4）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

申請者住所
氏名



地域づくりスタートアップ支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった地域づくりスタートアップ支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内 訳)		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事（氏 名）様

申請者住所
氏名



地域づくりスタートアップ支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号で確定通知があった地域づくりスタートアップ支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び地域づくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内 訳)		
確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円